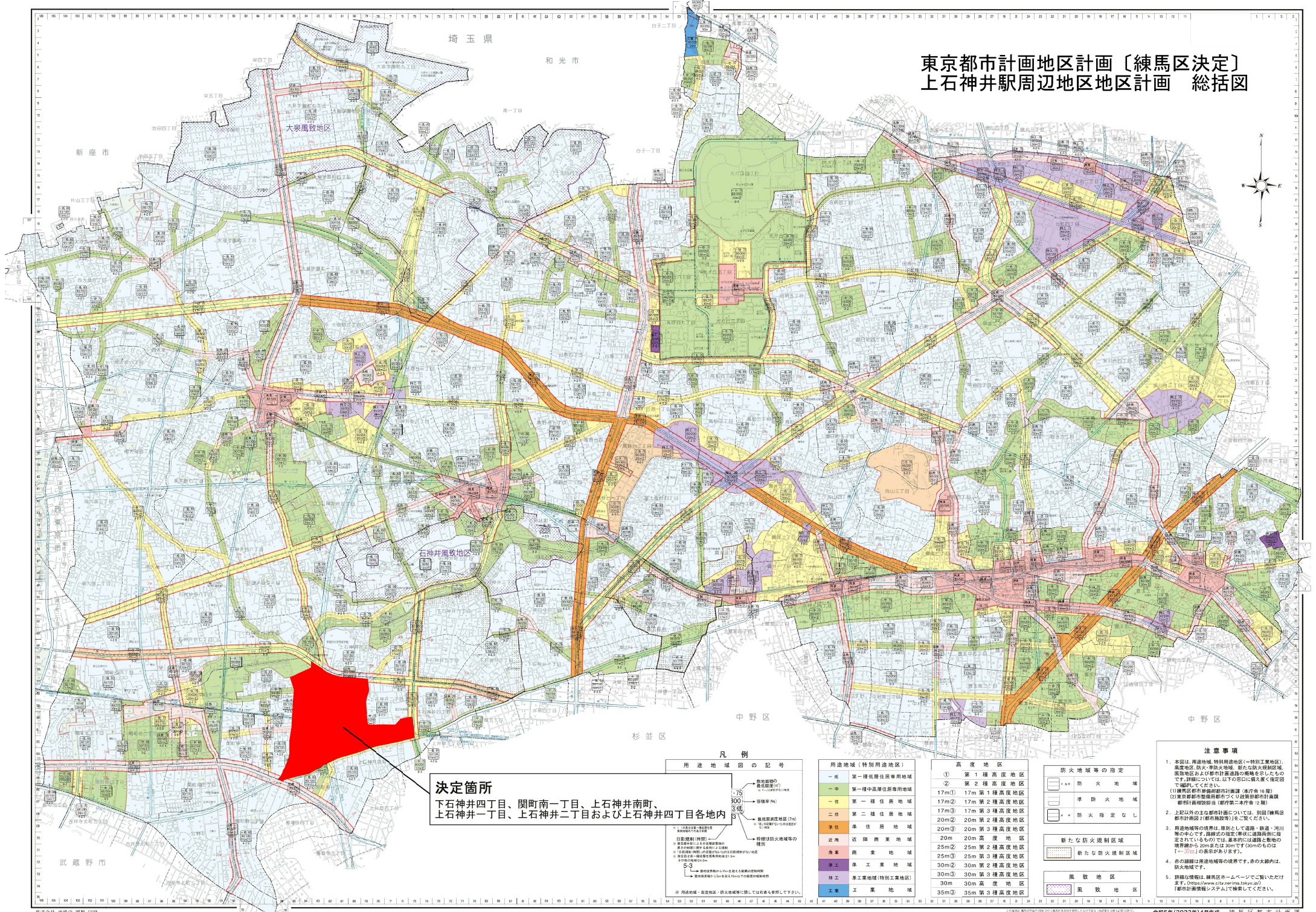


東京都都市計画地区計画〔練馬区決定〕  
上石神井駅周辺地区地区計画 総括図



**決定箇所**

下石神井四丁目、関町南一丁目、上石神井南町、  
上石神井一丁目、上石神井二丁目および上石神井四丁目各区域内

**凡例**

用途地域図の記号

- 敷地面積の換算率(㎡)
- 容積率(%)
- 建築高度地区(7m)
- 防火地区等の種別
- 新旧の境界線
- 用途地域・高度地区・防火地区等についてはこちらをご覧ください。

**用途地域(特別用途地区)**

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

**高度地区**

①	第一種高度地区
17m①	17m 第一種高度地区
17m②	17m 第二種高度地区
17m③	17m 第三種高度地区
20m①	20m 第一種高度地区
20m②	20m 第二種高度地区
20m③	20m 第三種高度地区
25m①	25m 第一種高度地区
25m②	25m 第二種高度地区
25m③	25m 第三種高度地区
30m①	30m 第一種高度地区
30m②	30m 第二種高度地区
30m③	30m 第三種高度地区
35m①	35m 第一種高度地区
35m②	35m 第二種高度地区
35m③	35m 第三種高度地区

**防火地区等の指定**

防火地域
準防火地域
防火指定なし
新たな防火規制区域
新たな防火規制区域

**注意事項**

- 1. 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の機能を果たすための都市計画について示している。なお、この図には、鳥獣害・危険箇等で編成されている。
- 2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図(都市計画区域等)」を二枚ご覧ください。
  - (1) 練馬区都市計画課(練馬区庁舎4階)
  - (2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁4階)
- 3. 用途地域等の境界線は、原則として道路、鉄道、河川等の中心線です。境界線の指定(無条件に道路側面に指定されているものは、基準高さに超過した建築物の境界線から20mまたは30m以内(30mの場合は「←30m」の表示があります)です。赤の太線内は、防火地域です。
- 4. 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。  
[<https://www.city.perima.tokyo.jp/>]  
「都市計画情報システム」で検索してください。